

改正

平成30年3月26日告示第15号

令和元年8月14日告示第31号

令和2年3月31日告示第44号

庄原市創業サポート補助金審査会設置要綱

(設置)

第1条 庄原市創業サポート補助金交付要綱(平成29年庄原市告示第50号)第9条に定める審査会として、庄原市創業サポート補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容審査に関する事
- (2) その他市長が必要と認めた事項に関する事

(組織)

第3条 審査会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めたときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会)

第 6 条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席をもって開催するものとする。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 審査会の決定事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 審査会の委員及び審査会に出席した委員以外の者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし
てはならない。

(事務局)

第 8 条 審査会の庶務は、企画振興部商工観光課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 26 日告示第 15 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 8 月 14 日告示第 31 号)

この告示は、令和元年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日告示第 44 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。